

【報告】「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の取り組み状況について

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（平成31年4月1日施行）第18条に基づき、令和6年度の本市における神戸産農水産物等の活用の推進に関する取り組み状況について報告する。

1. 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策（第8条）

（1）ファーマーズマーケットの開催

地産地消のライフスタイル化を目指したファーマーズマーケット「EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET」を東遊園地に加え、垂水漁港、須磨海岸などで開催した。また、駒ヶ林、西神中央駅周辺で、地域の個性に合わせたマーケットを開催した。

- ・ EAT LOCAL KOBE FARMERS MARKET：43回 約40,200人
（東遊園地、垂水漁港、須磨海岸、磯上公園、弓弦羽神社）
- ・ 駒ヶ林（長田港漁船だまり）：1回 約1,800人
- ・ 西神中央駅周辺：13回 約5,400人



磯上公園でのファーマーズマーケット

（2）農漁業体験への支援

地域団体等が主体的に取り組む、稲作体験・野菜栽培体験などの農漁業体験イベントに対して支援を行った。

- ・ 農業体験：11地区（里づくり支援事業）
稲作体験、大豆栽培体験、さつまいも収穫体験、みそづくり体験 等
- ・ 漁業体験：地引網体験：12回 約1,400人
潮干狩り体験：14,831人
わかめ株付・刈取り体験：延べ2,720人
- ・ 栽培漁業センターの施設見学：24団体 1,746人（市内外の小学校等）

2. 啓発活動等についての主な施策（第9条）

農産物においては、生産現場に案内する産地見学会を開催するとともに、市内の小売店や量販店、イベントにてPR販売を支援した。

花きにおいては、神戸市花き協会と連携し、神戸産の花をPRし、消費拡大につなげるため、「街の彩ガーデン」として、多くの人が集まる公共的な場所で花を展示した。「神戸花物語」として、「2024 秋」ではマリニピア神戸に花絵を設置し、「2025 春」では、デュオこうべにて花の販売やKOBEビクトリーブーケコンテストを開催した。



神戸花物語 2025 春

水産物においては、垂水漁港における「漁業デー」の開催をPRし、販売を促進した。

- ・ 神戸産農産物の産地見学会：9回 242人
- ・ BE KOBE 農産物推進店：32店舗
- ・ 神戸グルメディスカバリーの開催：11月2日・3日 約32,400人
- ・ 街の彩ガーデン：延べ15カ所

市役所1号館ロビー、デュオこうべ、ポートタワーや地下鉄三宮駅コンコース

のリニューアルオープンに合わせた展示、世界パラ陸上競技選手権大会会場（総合運動公園）や神戸マラソン（神戸国際展示場）他

- ・神戸花物語 2024 秋：マリニピア神戸 11 月 22 日～12 月 8 日、ビオラ約 2 万鉢
- ・神戸花物語 2025 春：デュオこうべ 3 月 1 日・2 日
- ・漁業デーの開催：18 回 約 900 人

3. 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策（第 10 条）

（1）生産拡大に関する取り組み

農業生産資材等の価格高騰対策及び資源循環型農業の推進に向け、こうべ再生リンを配合した肥料「こうべハーベスト」（園芸用、水稻用、山田錦用）や市内産堆肥の購入支援を実施するとともに、製造に着手した堆肥ペレットについて、施設園芸農家での利用調査を行った。また、市内産飼料の生産拡大を支援した。

水産資源の確保のため、アサリやナマコ、マコガレイ等の種苗生産や放流を行った。

- ・「こうべハーベスト」肥料の購入支援：23,595 袋（1 袋：20 kg）
- ・市内産堆肥の購入支援：6,448 t
- ・堆肥ペレット利用調査：556 件
- ・市内産飼料の生産支援：38ha（稲わら・牧草）
- ・アサリの放流実績：約 3,318 万個
- ・ナマコ放流実績：約 5 万個
- ・マコガレイ放流実績：約 5 万尾
- ・カサゴの放流実績：約 2 万 1 千尾



堆肥ペレット

（2）農水産業等の担い手に対する支援

農業経営基盤強化促進法に基づき、概ね集落ごとに 10 年後の農地の耕作者・後継者を明確化する「地域計画」を地域との協議の上、策定・公表した。

地域の担い手となる認定農業者・集落営農組織に対し、農業用機械・設備の導入支援を行うとともに、集落営農組織の広域化・法人化を推進した。また、新規就農者に対しては、経営開始資金や経営発展支援事業による支援を行った。多様な担い手としては、働きながら農業研修や就農を実現する「神戸ネクストファーマー」や高齢者等が学校給食食材の栽培を担う「こうべ給食ファーマー」の育成に取り組んだ。

さらに、ため池の畦畔や里山維持等の共同活動において、農業者の負担を軽減するため、ラジコン草刈機等のスマート農機の活用推進にかかる支援を行った。

水産振興では、漁業経営の安定のため、漁船保険や漁業共済の支援を行った。

- ・地域計画策定集落：131 集落（対象 171 集落）
- ・認定農業者の認定：47 人（認定者合計 251 人）
- ・認定新規就農者の認定：14 人（認定者合計 50 人）
- ・経営開始資金の交付：42 人
- ・経営発展支援事業：5 件
- ・農業経営力向上支援事業：5 件
（乾燥調整機、肥料散布機、粉碎機、管理機、コンバイン）
- ・神戸ネクストファーマー：139 人
- ・こうべ給食ファーマー：12 人
- ・こうべ果樹の就農学校：11 人



地域計画策定に向けた協議

- ・ラジコン草刈機講習会の開催：12 集落、98 人
- ・ラジコン草刈機の貸出：36 件
- ・竹チップーシュレッダーの貸出：75 件
- ・スマート農業等導入支援事業：4 件
- ・漁船保険：328 隻
- ・漁業共済：32 件



ラジコン草刈機講習会の様子

(3) 市内流通の促進

環境や生物多様性に配慮した農業生産方式である有機農業をはじめとする地域資源循環型・環境保全型農業を推進していく方針を公表し、各種施策を展開した。

市内流通の促進のため、有機栽培や減化学肥料栽培、「こうべ再生リン」を配合した肥料や堆肥等により栽培された農産物に「BE KOBE」と表記することにより、神戸産農産物の販売・PR の促進に努めた。また、農産物直売所に出荷する生産者団体が行う活動を支援した。さらに、神戸産農水産物の魅力を発信するとともに、事業者・消費者による継続的な活用促進を図った。

畜産振興では、市内生産者が肥育した但馬牛の市内流通を促進するため、中央卸売市場西部市場への出荷を支援した。

- ・「BE KOBE 農産物」登録：8 件（生産者 391 名）
- ・「BE KOBE 農産物」地域資源循環・環境保全促進事業：3 件
- ・里づくり支援事業：4 件
- ・神戸いちじくフェアの開催：9 月 1 日～10 月 31 日 48 店舗
- ・神戸産食材を使用した事業者とのコラボ商品開発：2 商品
- ・神戸産食材を使用した料理教室：1 か所
- ・但馬牛市内流通促進支援（西部市場出荷頭数）：443 頭



黒鯛を使った春巻き

4. 生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策（第 11 条）

神戸産農水産物の生産性向上を図るため、国県補助事業等を活用し、生産基盤の整備に対する支援及び漁港施設等の改修を行った。

また、イノシシ・アライグマ等の野生鳥獣による農作物被害等を軽減するため、生産者・猟友会等と捕獲活動に取り組んだ。特に、出没が春先に急増したアライグマについては、捕獲檻を倍増するなど、捕獲強化に努めた。

- ・ほ場整備事業：神戸市井吹南土地改良区の設立
- ・ため池改修：1 件
- ・土地改良施設維持管理適正化事業：8 件
- ・漁港施設改修：塩屋漁港機能強化事業
垂水漁港機能保全事業
- ・豊かな海洋資源の保全：海底耕耘、藻場形成
- ・有害鳥獣の捕獲頭数：



捕獲されたアライグマ

イノシシ 1,211 頭、アライグマ 2,963 頭、ヌートリア 155 頭

5. 神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策（第12条）

教育委員会、（一財）神戸市学校給食会、兵庫六甲農業協同組合、流通事業者と連携し、安全で新鮮な神戸産野菜や米を学校給食へ供給するなど、地産地消を推進した。また、地域の特産品である北神みそ、神戸産しらす干し等の学校給食での利用を進めた。

こうべ給食畑推進事業として、給食利用が多い品目（ジャガイモ、タマネギ、ニンジン）について、生産拡大や秀品率の向上に取り組み、集落営農組織においてジャガイモ、ニンジンの栽培試験を行った。

- ・神戸産野菜利用割合：小学校 11.9 %（158 t / 1,330 t）
中学校 10.9 %（36 t / 328 t）
- ・神戸産米の利用割合：小学校 100%（646.9 t）
中学校 100%（296.1 t）
- ・神戸産食材の利用：北神みそ（小学校 2 回、約 1,805kg 中学校 5 回、約 253kg）
しらす干し（小学校 1 回、約 389kg 中学校 1 回、約 8kg）
味付けのり（小学校 1 回、約 114kg）
- ・集落営農組織での栽培試験：ジャガイモ 80a、ニンジン 15a

6. ブランド化の推進についての主な施策（第13条）

有機栽培や減化学肥料栽培、「こうべ再生リン」を配合した肥料や堆肥等により栽培された農産物に「BE KOBE」と表記し、特設コーナーや常設コーナーを設置するとともに、PR 資材の導入支援等を行った。

また、「BE KOBE 農産物」を含む神戸産農水産物の魅力を伝える場として、神戸の食をテーマにしたイベント「神戸グルメディスカバリー」の開催に加え、ホームページを活用した魅力発信を行った。

- ・「BE KOBE 農産物」販売コーナーの設置：
特設 1 店舗、常設 1 店舗
- ・BE KOBE の表記 PR 資材の導入
- ・神戸いちじくフェア：48 店舗（再掲）
- ・神戸グルメディスカバリーの開催：
11 月 2 日・3 日 約 32,400 人（再掲）



BE KOBE の表記例

7. 他の施策との連携についての主な施策（第14条）

（1）観光関連

神戸市観光園芸協会と連携し、いちご・とうもろこし・ぶどう・なし・さつまいも・かきの観光農園及び貸農園の PR を実施した。

また、神戸の農漁業への関心を高め、消費・誘客につなげるため、生産現場を体験し、学べるコンテンツづくりを支援した。

- ・観光農園利用者：43,399 人
内訳：いちご 16,631 人、とうもろこし 2,128 人、ぶどう 7,809 人、なし 2,432 人
さつまいも 13,050 人、かき 445 人、貸農園 904 人
- ・農家、漁師等による体験づくりセミナー：2 回

（２）食育関連

食育を推進するため、農漁業体験活動に対する補助等や神戸産農水産物を学校給食での利用促進に努めた。また、神戸産食材を使った料理教室や施設給食による食育イベントを開催したほか、小学校や中学校で花き生産への関心を高めるため、花育の事業を実施した。さらに、都市部で農に触れる機会を創出するため、公園などでの農園運営における広報等を支援した。

- ・神戸産食材を使った食育イベントの開催
料理教室 1 か所、保育園給食 19 か所
- ・学校での花育体験事業
小学校花壇での花絵：1 校
中学校での生け花授業：3 校
- ・都市部での農園づくりの実証実験：4 件
平野コープ農園（兵庫区平野展望公園）
ウンガノハタケ（兵庫区材木町）
ウジャマー菜園（長田区新湊川公園）
御崎公園（兵庫区御崎町）



中学校での生け花授業

8. 6次産業化の支援についての主な施策（第15条）

神戸産農水産物を加工品やサービスまでつなげる6次産業化を進めるため、市ホームページ上にて、事業者と農漁業者のマッチングにつながる登録フォームを運用するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、神戸産農水産物を使用した商品を紹介した。

（紹介した商品の一例）

生しらすのくぎ煮

いちじくのスコーン

神戸やさいの手づくりソース



いちじくのスコーン

【おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例】

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえず、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産業をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。
 - ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者
 - イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者
 - ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として提供する者
- (6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等、2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、市内で生産された農水産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市、生産者、事業者及び市民は、健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として、次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市、生産者、事業者及び市民は、相互に連携し、神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し、及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより、市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し、及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者(いずれも後継者を含む。)並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、第3条の基本理念にのっとり、安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し、農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに、神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心な食品の提供の重要性を認識し、市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び市民の交流支援)

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

(生産、供給及び市内流通の促進)

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

(生産環境及び生産基盤の整備等)

第 11 条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境(農地、漁場等の周辺の環境をいう。)及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(神戸産農水産物等の優先利用)

第 12 条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等(これを加工したものを含む。)の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進)

第 13 条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第 14 条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第 15 条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第 16 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 18 条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。